



平成20年4月から老人保健制度に代わり新たに 「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」 が始まりました。

75歳以上の人、および65歳から74歳で一定の障害のある人は、今まで国民健康保険や職場の健康保険などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、新たな高齢者だけの医療保険「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」で医療を受けることになりました。

運営主体は、鹿児島県内の全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合となります。

●広域連合と市町村の役割は？

鹿児島県後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。

広域連合の役割

被保険者の資格管理業務
保険料の決定
医療を受けたときの給付

市町村の役割

申請や届出の受付窓口業務
保険料に係る通知・徴収業務
保険証の引渡し業務

●対象となる人は？

75歳以上の人、および65歳から74歳で一定の障害がある人が対象となります。

●対象となる日は？

75歳の誕生日当日から長寿医療制度の対象となります。

寝たきりなど、一定の障害がある65歳以上75歳未満の人は、認定を受けた日から対象となります。

●保険証はどうなるの？

独自の保険証が一人に1枚交付されます。病院で診察を受けるときは、忘れずに窓口で提示してください。窓口での自己負担は、老人保健と同じ1割（現役並み所得者は3割）負担です。

保険証はなくさないように大切に保管しましょう。もし、なくしたり破れたりしたときは、すみやかに届け出て、再交付を受けましょう。

●保険料は？

保険料は原則として年金からの天引きとなり、対象者全員が納めることとなります。これまで保険料の負担のなかった社会保険等の被扶養者であった人も、保険料を納めることとなります。

これまでの医療保険の保険料（税）は納める必要はなくなり、広域連合が決定する保険料を納めることとなります。